■ 本書の利用の仕方 ■

重要度表示

各節の見出しの☆印は重要度を示します。重要度の高いものからメリ ハリをつけてマスターしてください。

板書

重要な部分の図解や言葉の整理を行います。言葉だけではイメージしに くい文章も、スッキリ理解できます。皆さんが、板書に時間を取られず、 講義に集中できるように工夫しました。

条文のポイント

条文のポイント

通関士試験では条文の理解が不可欠です。通関士試験合格に必要な条文のポイントをまとめました。これがあれば試験用六法を購入する必要はありません。

まとめ

まとめ

重要ポイントのまとめです。短時間で講義内容を復習する際 や、試験直前期の総復習に威力を発揮します。

コラム

■■■ コラム **■■■**

通関士試験関連情報やゴロ合わせを盛り込みました。気分転換を 図るコーナーです。

■目次■

笙	1	音	関税法の	日的	と完義
277		=	ラスコナルノム マノ		ᆫᄯᅗ

第1節	関	税法の目的	
第2節	定	義	_
	1	輸出入通関手続の流れ	4
	2	輸出・輸入,外国貨物・内国貨物	5
	3	水産物	7
	4	みなし輸入	9
	5	内国貨物とみなされる場合	11
	6	その他の用語の定義	14
第2章		輸入通関	
第1節	輸	入通関手続の概要	18
	1	原則的な輸入通関手続の流れ	18
	2	輸入(納税) 申告方式と簡易申告制度	19
第2節	輸	入 (納税) 申告方式の通関手続	20
	1	輸入申告	20
	2	添付書類	31
	3	輸入貨物の検査	37
	4	証明又は確認	39
	5	原産地虚偽表示等	40
	6	輸入の許可	42
	7	輸入の許可前における貨物の引取り	43
第3節	簡	易申告制度	48
	1	簡易申告制度の概要	48
	2	特例輸入者の承認	49
	3	簡易申告制度を適用できない場合	55
	4	特例輸入者の義務	56
	5	輸入(引取) 申告	57
	6	特例申告	58

第3章 輸出通関その他

第1節	輸	出通関	64
	1	輸出申告の時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
	2	輸出申告事項	65
	3	仕入書の提出	68
	4	輸出申告の特例(特定輸出申告制度)	70
	5	積戻し	74
第2節	郵值	更物の輸出入通関手続	76
	1	郵便物の輸出入の簡易手続	76
	2	郵便物の関税の納付	79
第4章	1	輸出又は輸入してはならない貨物	
第1節	輸	出してはならない貨物	82
	1	対象となる貨物と対抗措置	82
	2	知的財産権侵害貨物等に対する認定手続	85
第2節	輸	入してはならない貨物	94
	1	対象となる貨物と対抗措置	94
	2	知的財産権侵害貨物等に対する認定手続	99
第5章		呆税地域	
	_		
第1節		税地域総論 ············ 税地域各論 ····································	
第2節		祝地球各論 指定保税地域 ····································	
	1		
	2	保税蔵置場	
	3	保税工場	
	4	保税展示場	
~~ o ~	5	総合保税地域	
第3節		定保税承認制度	
	1	特定保税承認制度の目的と概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	2	特定保税承認	133

第4節	保	税地域等における貨物の取締り
	1	貨物の取扱い 140
	2	見本の一時持出し142
	3	廃棄,滅却142
	4	帳簿への記載(記帳義務) 143
第5節	貨	物の収容 144
	1	貨物の収容とその方法144
	2	収容の効力144
	3	収容の解除145
	4	収容貨物の公売等145
第6章		外国貨物等の運送
第1節		税運送
	1	保税運送
	2	保税運送の手続を要しない外国貨物 150
	3	保税運送の手続152
第2節	保	税運送の特例(特定保税運送制度) 156
	1	保税運送の特例 156
	2	承認の要件157
	3	規則等に関する改善措置159
	4	保税運送の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出 … 159
	5	承認の失効159
	6	承認の取消し160
	7	承認運送の期間の経過による関税の徴収160
第3節		破貨物等の運送 162
第4節	内	国貨物の運送

第	7	章	Ī	課税物件の確定の時期,適用法令,納税義務者	
第	1 1	節	原	則	168
			1	総論	168
			2	原則	168
第	2	節	例	外	170
			1	保税蔵置場等に置かれた貨物の場合	170
			2	「直ちに徴収される関税」の場合	
			3	輸入申告がされない場合	179
			4	その他の例外	180
第	8	章		関税額の確定方式,関税額の訂正	
第	1 1	節	関	税額の確定	
			1	申告納税方式	184
			2	申告納税方式による関税の確定	
			3	賦課課税方式	188
			4	賦課課税方式による関税の確定及び徴収	190
第	2	節	関	税額の訂正	192
			1	関税額の訂正	192
			2	修正申告 ·····	192
			3	更正の請求	195
			4	更正及び決定	199
444		=		明 44 小仙 4 4 4 4 1 7 日	
		章		関税の納付と納期限,法定納期限	
第	1 1	節	関	税の納付	
			1	郵便物以外の場合	
			2	郵便物の場合	
第	2	節	納	期限と法定納期限	
			1	原則	
			2	例外	····· 207

第10章 付帯税

第1節	延	滞税の計算	2
	1	延滞税の税率と計算方法21	
	2	延滞税の免税と端数処理21	3
第2節	加	算税 ····················· 21	7
	1	過少申告加算税21	7
	2	無申告加算税21	7
	3	重加算税21	8
	4	加算税の免税と端数処理 21	8
第11:	章	不服申立て	
第1節	不	服申立て制度の流れ22	8
第2節	関	税等不服審査会への諮問等	0
	1	関税等不服審査会への諮問 23	0
	2	取消し訴訟との関係23	0

第1章

関税法の目的と定義

本章では、関税法の目的を押えた上で、関税法上の用語の定義を 学習する。今後の学習内容の基礎となるものであり、また直接出題 されている分野でもあるので、しっかりと理解していただきたい。

第二節

関税法の目的 ☆☆

貨物の輸入に際しては、本邦の産業を保護するため、関税という租税が 徴収される。また、貨物の輸出入に際しては、税関という役所を通す手続(通 関手続)が必要である。関税法は、関税の徴収等に関する手続を定めると ともに、貨物の通関に関する手続を規定している(関税法1条)。

すなわち関税法は、関税についての税法としての側面と、輸出入貨物に ついての通関法としての側面を有しているということである。

関税の確定・納付・徴収・還付

→税法としての関税法

貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理

→通関法としての関税法



条文のポイント 001-

関税法は、**関税**の確定、納付、徴収及び還付並びに**貨物**の輸出 入についての**税関手続の適正な処理**を図るため必要な事項を定め るものとする。

第2節 定義 ☆☆☆

■ 輸出入通関手続の流れ

詳細は第2,3章で学習するが、用語の定義を理解する前提として、原則的な輸出入手続の流れを見てほしい。ポイントは、保税地域*に搬入した上で手続が進行することと、許可を受ける必要があることである。

※ 保税地域 輸出入貨物の通関手続を行うための一定の施設。指定保税地域、保税 蔵置場、保税工場、保税展示場、総合保税地域の5つがある。詳しくは第5章で学 習する。

輸入通関

- ① 保税地域搬入
- ② 輸入申告
- ③ 検査・審査
- ④ 納稅
- ⑤ 輸入許可
- ⑥ 搬出

輸出通関

- ① 保税地域搬入
- ② 輸出申告
- ③ 検査・審査
- ④ 輸出許可
- ⑤ 搬出

2 輸出・輸入、外国貨物・内国貨物

輸入,輸出の定義は以下の通りである(関税法2条1項1号,2号,3号,4号)。

輸入→**外国貨物**を本邦に引き取ること

輸出→**内国貨物**を外国に向けて送り出すこと



外国貨物→

- ① 輸出の許可を受けた貨物
- ② **外国から本邦に到着**した貨物(**外国の船舶**により**公海**で採捕された**水 産物**を含む)で輸入が許可される前のもの

内国貨物→

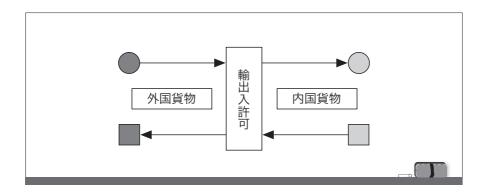
- ① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
- ② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物



輸入とは、外国貨物を本邦に引き取ることをいう。外国貨物については、原則として保税地域以外の場所に置くことはできないことになっており、関税の徴収確保等のため、関税法上様々な規制がされている。「本邦に引き取る」とは、この規制から解放されて内国貨物となることを意味している。

外国貨物と内国貨物の区別は、関税法上の評価の問題である。輸出入の 許可を受けたかどうかが判断のポイントとなる。

水産物については、次の項目でふれる。

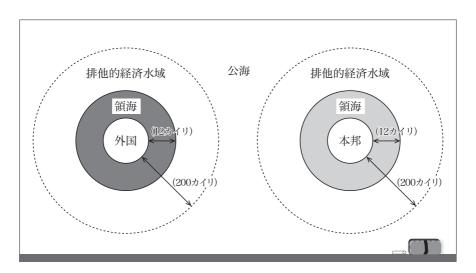


条文のポイント 002-

- 1 輸入とは、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により 公海で採捕された水産物を含む)又は輸出の許可を受けた貨物 を本邦に(保税地域を経由するものについては、保税地域を経 て本邦に)引き取ることをいう。**1,2
- 2 輸出とは、内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう。
- 3 **外国貨物**とは、**輸出の許可**を受けた貨物及び**外国から本邦に 到着**した貨物(**外国の船舶**により**公海**で採捕された**水産物**を含む)で**輸入が許可される前**のものをいう。
- 4 内国貨物とは、本邦にある貨物で外国貨物でないもの及び本 邦の船舶により公海で採捕された水産物をいう。
- ※1 公海で採捕された水産物には、本邦の排他的経済水域の海域及び外 国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物を含むものとする(関 税法1条2項)。
- ※2 大部分の外国貨物は、保税地域に搬入した上で輸入される。「保税地域を経て本邦に引き取る」とは、搬入しただけでは輸入にはあたらず、保税地域から引き取ることによって初めて輸入に該当することを意味している。

3 水産物

水産物についての外国貨物、内国貨物の区別については、次の図を参考 にしてほしい。



まとめ

- 1 本邦の領海で採捕→内国貨物
- 2 外国の領海で採捕→外国貨物
- 3 公海(または排他的経済水域)で採捕された水産物
 - (1) 本邦の船舶により採捕→内国貨物
 - (2) 外国の船舶により採捕→外国貨物

Advanced Study

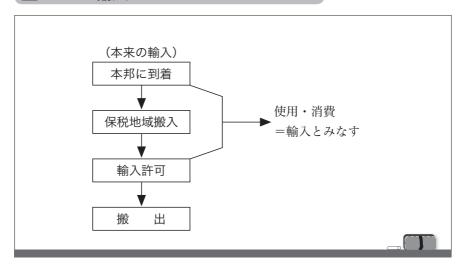
- 1 本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物 関税法上、本邦または外国の排他的経済水域の海域で採捕された 水産物は、公海で採捕されたものとして扱われる。すなわち、排他 的経済水域については、公海として考えればよいことになる。
- 2 積戻し

積戻しとは、外国貨物を外国に向けて送り出すことをいう(関税 法 75条)。この点、内国貨物を外国に向けて送り出す行為である輸出と区別されている。

3 関税定率法上の輸出

関税定率法上の「輸出」は、関税法に規定する行為の他に、貨物を特定の国から他の国に向けて送り出すことも含む(関税定率法2条)。ここで、公海および排他的経済水域の海域で採捕された水産物については、これを採捕したその国の船舶が「特定の国」として扱われる。

4 みなし輸入



1. 原則

外国から本邦に到着した貨物については、本邦に(保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に)引き取ることが「輸入」であった。外国から本邦に到着し、保税地域に搬入したワインを、輸入の許可を受ける前に飲んでしまった場合、保税地域からの引き取りがないため、「輸入」には該当しないことになってしまう。しかし、このような行為は「輸入」と同視して、関税も徴収すべきである。そこで、外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用または消費の時に当該貨物を輸入するものとみなすこととした(関税法2条3項)。

2. 例外

外国貨物の輸入前における本邦での使用,消費行為のすべてを輸入とみなし,関税を徴収することは妥当ではないため,次の場合においては,例外として輸入とみなさないこととなっている(関税法2条3項,関税法施行令1条の2)。

① 保税地域において関税法により認められたところに従って外国貨物が 使用され、又は消費される場合

第1章 関税法の目的と定義

保税蔵置場において、税関長の許可を受けて外国貨物について簡単な 加工を行う場合等が挙げられる。

② 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機に積まれている外国貨物である船用品または機用品を当該船舶又は航空機において本来の用途に従って使用し、又は消費する場合

外国貿易船において外国貨物である燃料油を消費する場合等が挙げられる。

③ 旅客または乗組員がその携帯品である外国貨物をその個人的な用途に 供するため使用し、又は消費する場合

海外旅行の土産である酒, たばこについて, 旅客が個人的に消費する 場合等が挙げられる。

④ 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の 検査のため使用し、若しくは消費する場合又はその他の法律の規定によ り権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、 若しくは消費する場合

食品衛生法上の検査のため、権限のある公務員が外国貨物を収去する 場合等が挙げられる。

条文のポイント 003-

外国貨物が輸入される前に本邦において使用され、又は消費される場合には、その使用し、又は消費する者がその使用又は消費 の時に当該貨物を輸入するものとみなす。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- 1 **保税地域**において**関税法**により認められたところに従って外 国貨物が使用され、又は消費される場合
- 2 本邦と外国との間を往来する船舶または航空機に積まれている外国貨物である**船用品**又は**機用品**を当該船舶または航空機において**本来の用途**に従って使用し、又は消費する場合
- 3 旅客又は乗組員がその**携帯品**である外国貨物をその**個人的な 用途**に供するため使用し、又は消費する場合
- 4 関税法の規定により税関職員が採取した外国貨物の見本を当該貨物の検査のため使用し、若しくは消費する場合またはその他の法律の規定により権限のある公務員が収去した外国貨物をその権限に基づいて使用し、若しくは消費する場合

5 内国貨物とみなされる場合

1. みなし内国貨物

外国から本邦に到着した貨物については、通常の場合、輸入の許可を受けた時に輸入されたことになり、以後内国貨物として扱われる。しかし、手続として輸入の許可を経由しないで輸入される貨物については、一定の時点で輸入の許可を受けたものとし、内国貨物とみなすことになっている(関税法 74 条、関税法施行令 64 条の 2)。既に関税が徴収された場合や国庫に帰属した場合に、外国貨物として関税法の拘束を与えておくのは適当ではないからである。いくつかの場合があるが、次の4つについて、まずはしっかりと押えておいてほしい。

条文のポイント 004-

外国貨物で次のものは、関税法の適用については、**輸入を許可** された貨物と**みなす**。

- 1 郵便事業株式会社から**交付**された**郵便物**若しくは信書便物* の送達を行う者から交付された信書
- 2 **許可の期間満了後保税展示場にある**外国貨物について**関税が 徴収**されたもの
- 3 公売に付され、若しくは**随意契約**により**売却**されて買受人が 買い受けたもの
- 4 保税工場、保税展示場、総合保税地域外における使用または 作業の許可を受けた貨物で、**指定された期間を経過**して**関税が 徴収**されたもの

※ 信書便物

民間の宅配事業者が取り扱う信書をいう。信書には、手紙、証明書、許可書、請求書等が挙げられる。民間事業者による信書の送達に関する法律3条(郵便法の適用除外)に掲げる場合に該当して信書便物の送達を行う者から交付される信書については、輸出入通関に関して郵便物同様の取扱いがされている(関税法78条の2)。

Advanced Study

前述の4つの他に,以下のものについても,内国貨物とみなされる。

- 輸出または輸入してはならない貨物に関する規定その他一定の関税 法上の犯罪に関する規定により没収されたもの
- 還付されるべき領置物件又は差押物件について、公告の日から6月 を経過しても還付の請求がないため、国庫に帰属したもの
- 通告処分の規定により、没収に該当する物件として税関長に納付されたもの
- 還付される領置物件又は差押物件で、関税が徴収されたもの
- ■還付される領置物件又は差押物件で、関税の徴収をしない者(刑事 訴訟法の規定により外国貨物の返還を受ける者で、関税が納付され ていないことを知らないで当該貨物を所持することとなったと認め られるもの)に対して返還されたもの
- 法律の規定により没収され、又は国庫に帰属したもの

2. 輸入許可前引取承認を受けた貨物

輸入許可前引取承認を受けた貨物については,一定の場合を除き,内国 貨物とみなされる。手続の詳細については,第2章で学習する。

条文のポイント 005-

輸入の許可前における引取りの承認を受けた外国貨物は、関税 法の適用については、次の規定を除くほか、**内国貨物とみなす**。

- 1 課税物件の確定時期(関税法第4条)
- 2 適用法令 (関税法第5条)
- 3 関税等の納付と輸入の許可(関税法第72条)
- 4 税関職員の権限(関税法第105条)
- 5 特別の場合における税関長の権限 (関税法第106条)

6 その他の用語の定義

これまでに見てきたもののほかに、関税法で規定されている用語の定義 として押えておくべきものは、以下のものである(関税法2条1項)。

条文のポイント 006-

- 1 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申 告加算税及び重加算税をいう。
- 2 「外国貿易船」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往 来する船舶をいう。
- 3 「外国貿易機」とは、外国貿易のため本邦と外国との間を往 来する航空機をいう。
- 4 「沿海通航船」とは、本邦と外国との間を往来する船舶以外 の船舶をいう。
- 5 「国内航空機」とは、本邦と外国との間を往来する航空機以 外の航空機をいう。
- 6 「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、 じう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するも のをいう。
- 7 「機用品」とは、航空機において使用する貨物で、船用品に 準ずるものをいう。
- 8 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港 及び出港その他の事情を勘案して政令で定める港をいう。
- 9 「税関空港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易機の 入港及び出港その他の事情を勘案して政令で定める空港をい う。
- 10 「不開港」とは、港、空港その他これらに代り使用される場所で、開港及び税関空港以外のものをいう。

「じう器」とは?

~船用品に関する用語の意義~

「船用品」とは、燃料、飲食物その他の消耗品及び帆布、綱、じ **う器その他これらに類する貨物**で、船舶において使用するもので あった。この場合における用語の意義は、次のようになる(基本通 達2-11)。本試験でここまで細かく問われることはまずないが、 気になる箇所ではあると思われるので、参考にしていただきたい。

① 「その他の消耗品」

船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅 客若しくは乗組員が消費するものをいう。

- →**潤滑油**. ペイント. エナメル. **医薬品**. 事務用消耗品等
- ② 「じう器」

船室等に備え付ける備品で、旅客又は乗組員の生活に必要と 認められるものをいう。

- →机, 寝台, ラジオ, テレビ等
- ③ 「その他これらに類する貨物」 消耗品. じう器等以外の貨物で. 次のものをいう。
- i) **船舶の航行**に直接又は間接に必要な**計器類**. 電気器具類. 修理部品その他これらに類するもの
- ii) 旅客又は乗組員の**厚生用物品**で船舶に備え付けられるもの





